

中国古代・中世の紙・簡牘併用期の詔令と書写材料

野 口 優

京都大学人文科学研究所 研究員

緒 言

周知のように、書写材料における紙と簡牘の併用に関する研究は、二十世紀初頭より紙・簡牘の出土が相次いだことから、ここ一世紀で急速に研究が進展した。本報告では、紙が書写材料として普及してきた三国魏時代になって初めて現れた黄紙詔書の性質について論ずる。紙が魏晋南北朝時代に至って官文書として利用されたことは、夙に王国維氏が指摘している¹⁾。本報告で検討する黄紙詔書の黄紙については、中村圭爾氏の研究がある²⁾。しかし、氏の研究は、主に六朝時代を検討対象としていることから、本稿の取り扱う時代とは少し年代的に離れているため、今回は検討の対象としない。三国魏の黄紙詔書については、富谷至氏が学説を発表している³⁾。私見では、富谷氏の学説が現在最も受け入れられたものであり、すでに通説としての地位を確固たるものにしていくといっても過言ではない。本研究は、その富谷氏の古代から中世に至る書写材料の変遷に関する学説の中で、特に、三国時代の黄紙詔書に対する見解について再検討を試みるものである。

考察と結果

富谷氏の学説は、以下のとおりである。詔の中には、皇帝直筆の詔である手詔があり、それが青紙詔であった。青紙詔は、皇太子廢位、断罪、誅殺など、特に重要な内容をもった詔であった。重要な内容であるために皇帝直筆なのであり、それを明示するために青紙に書かれたとする。さらに、富谷氏は、詔について、明帝崩御をめぐる史料を分析し、先に劉放に黄色の紙に書かせた通常の詔と、三度目の詔で、『漢晋春秋』に「帝の手を執りて強いて之を作す」とあるように、明帝の直筆である手詔の二種がある。そして、通常の詔は黄色の紙に、手詔は青色の紙に書かれていたとする。

富谷氏の学説を再検討するために、富谷氏が検討した三国魏の明帝崩御をめぐる史料の他に、富谷氏が考察していない高貴郷公によって黄色い絹に書かれた詔書に関

する史料を検討した。この黄色い絹に書かれた詔書は、時の王朝の権臣である司馬氏を排斥するものである（『三国志』卷四 高貴郷公紀）。

ここで富谷氏の学説に大きな疑問が生じることとなる。高貴郷公が出した詔は、青色ではなく、黄色の絹に書かれていた。富谷氏の説に従うならば、時の王朝の最高権力者である司馬昭を排斥するという極めて重大な内容の詔である以上、皇帝が自筆で青色の紙や絹に書いてしかるべきであろう。

そこで、当時の政治情勢と詔書を書く中書官の就任者を調べた。結果は、表一のようになる。表から一目瞭然のように、中書官就任者の大部分が西晋時代においても三公・九卿・尚書令・將軍などの高位高官に就任していることである。これは、正始の政変以後、政權を掌握した司馬氏が自身の側近・腹心を中書官に配置したということを実に物語っている。つまり、高貴郷公から見れば、中書官僚は敵方に他ならなかったのである。

高貴郷公が、司馬氏にとって不都合な詔書、それも司馬氏討伐を内容とするような詔書を作成するには、皇帝が自身で詔書を作成するほかなかったのである。つまり、三国魏において、司馬氏討伐という魏王朝にとって極めて重大な詔は、高貴郷公が自筆で黄色の絹に書いたものなのである。ここから、少なくとも三国魏の高貴郷公の末年までは、富谷氏が述べる青紙・黄紙詔書の区分は存在していなかったのである。また、高貴郷公の死後六年で西晋王朝が創建されることから、青紙詔書は、西晋時代になってはじめて成立したものとはほぼ断じてよいであろう。

では、書記官が作成する通常の詔書と皇帝自筆の詔書では、何が異なるのか。この問題を解く鍵は、秘密の詔、つまり密詔にあるであろう。密詔は州郡や辺境の將軍宛とあるように、地方へ送られる密詔が念頭に置かれている（『大唐六典』卷九）が、もちろん地方に送られるだけでない。『三国志』高貴郷公紀で明らかのように、高貴郷公は司馬氏討伐の詔を中央官に見せている。この

表一 正始の政変（二四九）以降の曹魏中書官就任

	人 名	西晋時代最高位	中書任官出典
中書監	朱 整	尚書僕射	『太平御覽』卷220中書監条
中書令	孟 康	太子洗馬	『三国志』卷16杜恕伝注引『魏略』
	虞 松	不明	『三国志』卷4少帝高貴郷公紀
	李 豊	司馬師によって誅殺	『三国志』卷4少帝齊王芳紀
	劉 良	廷尉（九卿）	『太平御覽』卷220中書監条
中書侍郎	鍾 会	司馬昭によって討滅	『三国志』卷28鍾会伝
	羊 祜	征南大將軍・開府儀同三司	『晋書』卷34羊祜伝
	任 愷	太常（九卿）	『晋書』卷45任愷伝
	荀 勗	尚書令	『晋書』卷36張華伝
	裴 楷	中書令・光祿大夫など	『晋書』卷35裴楷伝
	張 華	中書監・侍中・右光祿大夫	『晋書』卷36張華伝
	衛 瓘	司空（三公）・録尚書事	『晋書』卷36衛瓘伝
	鄒 湛	少府（九卿）	『晋書』卷92文苑鄒湛伝
	華 廙	尚書令	『晋書』卷53愨懐太子伝

事例こそ、詔書の秘密保持の典型的な事例であろう。

さらに、密詔には、秘密保持に付随してもう一つ大きな役割がある。それは、速やかな詔書の伝達である。上述の明帝期の自筆詔書の事例では、明帝は崩御直前であった。通常の詔のような尚書官を経由してからの伝達経路では、作成・伝達途上に明帝が崩御する可能性もある。皇帝が自筆で書き、それを側近官に直接伝達させることで、通常の詔書よりも速やかな伝達が可能になるのである。

要 約

通常の書記官作成の詔書と皇帝の自筆詔書、手詔の区分は、富谷氏が述べるような、内容の重要性の軽重によって、青紙・黄紙に書き分けられるというものではない。少なくとも、三国魏では、皇帝の自筆詔書において、極めて重要な内容を持つものも、黄色の紙もしくは絹に書かれていた。通常の書記官作成の詔書と皇帝自筆詔書を分かち要素は、詔書の作成・伝達過程にあるのである。具体的にいえば、皇帝の自筆詔書、特に密詔は、秘密保持および速やかな作成・伝達を可能とするのであ

る。そして、青紙詔書は、三国魏にはまだ存在せず、西晋時代に入り、初めて成立するのである。

謝 辞

今回の報告書で書かせていただきました内容は、論文「黄紙詔書再考」として、汲古書院が刊行する査読有りの学術誌『汲古』第六十九号に掲載することができました。また、今年度は、さらに本研究課題に密接に関連する論文「漢魏時代における詔書の作成と伝達」も執筆し、現在手直ししております。さらに修正を加え、今年度中には、しかるべき査読誌に投稿しようと考えております。今年度の研究がここまで円滑に進みましたのも、全て公益財団法人三島海雲記念財団の支援のおかげです。このような貴重な研究機会を与えていただきました公益財団法人三島海雲記念財団の関係各位に心より感謝申し上げます。

文 献

- 1) 王 国維：芸文，第3年4-6, 443-451, 556-563, 1912.
- 2) 中村圭爾：大阪市立大学東洋史論叢，10, 33-48, 1993.
- 3) 富谷 至：木簡・竹簡の語る中国古代一書記の文化史一，pp. 195-218, 岩波書店，2003.